

水質汚濁防止のしおり

平成23年4月
石 川 県

1. 水質規制の概要

水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域に排出する水の排出及び地下に浸透される水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

このため、汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定めており、工場・事業場において特定施設を設置しようとする者はその内容を知事に届けなければなりません。また、それら工場・事業場の排水については排水基準を守らなければなりません。

2. 排水基準

(1) 人の健康に係る基準(カドミウム等の有害物質で健康に被害を生ずるおそれのある物質とその限量)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
ひ素及びその化合物	0.1 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L	* ほう素及びその化合物	10 mg/L (海域以外) 230 mg/L (海域)
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	* ふつ素及びその化合物	8 mg/L (海域以外) 15 mg/L (海域)
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	* アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸 性窒素及び硝酸性窒素)	100 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L		

*については、各有害物質の種類毎に暫定基準が
設定されている業種があります(2頁に掲載)。

備考

- 1 ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業に係る排水については当分の間適用しない。
- 2 有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

ほう素、ふっ素、アンモニア等の暫定基準値

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位:ほう素の量に関して、mg/L)	ほうろう鉄器製造業(海域以外の水域に排出するものに限る。)	50
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	貴金属製造・再生業(海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	電気めっき業(海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	下水道業(旅館業に属する特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の水域に排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	
	ほう酸製造業(海域以外の水域に排出するものに限る。)	80
	金属鋳業(海域以外の水域に排出するものに限る。)	150
	粘土かわら製造業(うわ薬かわらを製造するものであり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	うわ薬製造業(うわ薬かわらの製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500
ふっ素及びその化合物 (単位:ふっ素の量に関して、mg/L)	化学肥料製造業(海域以外の水域に排出するものに限る。)	10
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の水域に排出するものに限る。)	15
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	電気めっき業(排水量 50m ³ /日以上で、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	
	旅館業(昭和49年12月1日において現にゆう出していなかった温泉を利用するものであり、排水量 50m ³ /日以上で、かつ、海域以外の水域に排出するものに限る。)	50
	電気めっき業(排水量 50m ³ /日未満に限る。)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位:アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L)	下水道業(モリブデン化合物製造業等一定の業種から排出される水を受け入れるものに限る。)	170
	酸化コバルト製造業	220
	電気めっき業	400
	畜産農業	900
	ジルコニウム化合物製造業	1000
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	1800
	貴金属製造・再生業	3600

備考

ほう素、ふっ素、アンモニア等の暫定基準値は、平成25年6月30日までに限り適用する。

(2) 生活環境に係る基準(水の汚染状態を示す項目で生活環境に被害を生ずるおそれのある物質)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8 ~ 8.6 (海域外) 5.0 ~ 9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排出基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 亜鉛含有量についての排水基準は、業種によって暫定基準がある工場・事業場がある(4項に掲載)。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼又は海域として環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼又は海域として環境大臣が定める湖沼、海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

※窒素含有量又は燐含有量の規制対象湖沼及び海域は、12頁に掲載

亜鉛含有量の暫定基準値

業 種	許容限度
金属鉱業	5 mg/L
無機顔料製造業	
無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。）	
表面処理鋼材製造業	
非鉄金属第一次製錬・精製業	
非鉄金属第二次製錬・精製業	
建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）	
溶融めっき業	
電気めっき業	
下水道業（金属鉱業等の業種に属する事業場から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	

備考

亜鉛含有量の暫定基準値は、平成23年12月10日までに限り適用する。

七尾湾海域の業種別暫定基準値

業 種 そ の 他 の 区 分	許容限度 (mg/L)	
	窒素含有量	磷含有量
天然ガス鉱業	160 (150)	—
畜産農業 (令別表第1第1号の2イに掲げる豚房施設を有するものに限る。)	190 (150)	30 (24)
酸化コバルト製造業	550 (300)	—
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	5,000 (3,850)	—
磷化合物製造業（縮合磷酸塩製造工程を有するものに限る。）	—	40 (10)

備考

- 1 暫定基準値の欄の括弧内の数値は、日間平均値を示す。
- 2 暫定基準値は、平成25年9月30日までに限り適用する。
- 3 「令」とは水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）のことをいう。

3. 特定施設(有害物質や汚染した排水を流すおそれのある施設)

番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設 イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設 イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満のものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満のものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500㎡未満のものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設 イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

番号	特定施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設 イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設 イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設 イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設 イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設 イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設 イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設 イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設

番号	特 定 施 設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設 イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	25、26号の事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設 イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設

番号	特 定 施 設
29	コーラール製品製造業の用に供する施設 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(5号、10号及び13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設 イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設 イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設 イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設 イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	31、32、33、34、35、36号の事業以外の石油化学工業(51号の石油精製業を除く。)の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設

番号	特 定 施 設
	ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設
	ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設
	リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設
	ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
	タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設 イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
39	硬化油製造業の用に供する施設 イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
41	香料製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設 イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
46	28～45号の事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設 イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設 イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(施行令第2条各号に掲げるカドミウム等の物質を含有する物を混合するものに限る。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設

番号	特 定 施 設
50	施行令第2条各号に掲げるカドミウム等の物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設 イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設 イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設 イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設 イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設 イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設

番号	特 定 施 設
	ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の浄水施設(これらの浄水能力が1日当たり10,000m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66の3	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	飲食店(66号の6及び66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)で病床数が300以上であるものに設置される施設 イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

番号	特 定 施 設
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するものをいう。)に設置される施設(水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び71号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するもの) イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72、73号に掲げるものを除く。)

特定施設の届出

届出の種類	内容	届出の期間
(1) 様式第 1 特定施設設置 (使用、変更)届	[設置] 工場等に特定施設を新たに設置しようとする場合	届出が受理された日から 60 日経過後でなければ特定施設を設置できない。 (工事着工 60 日前までに届出をする。)
	[使用] 施設が特定施設となった際既にその施設を工場等に設置している場合	当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に届け出る。
	[変更] 設置又は使用届出に係る特定施設の構造、使用の方法及び汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統の変更の場合	届出が受理された日から 60 日経過後でなければ特定施設の構造等の変更ができない。(工事着工 60 日前までに届出をすること。)
(2) 様式第 5 氏名変更等届	(1)の届出に係る氏名、名称(法人にあってはその代表者の氏名)及び住所又は工場・事業場の名称及び所在地に変更があった場合	変更があった日から 30 日以内に届け出る。
(3) 様式第 6 特定施設使用廃止届	(1)の届出に係る特定施設の使用を廃止する場合	特定施設の使用を廃止した日から 30 日以内に届け出る。
(4) 様式第 7 承継届	(1)の届出者の地位(譲受、借受、相続、合併による。)を承継する場合	地位の承継があった日から 30 日以内に届け出る。
(5) 様式第 10 の 2 フレキシブルディスク 提出	電子データ(フレキシブルディスク)による手続き	
<p>○添付書類</p> <p>(1)の届出には次の別紙を添付し、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。</p> <p>別紙 1 特定施設の構造 別紙 2 特定施設の使用の方法 別紙 3 汚水等の処理の方法 別紙 4 排出水の汚染状態及び量 別紙 6 排出水に係る用水及び排水の系統 (別紙 7～11 地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる場合)</p>		

※なお、これらの届出は図面・表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。

届出の手続について

(1) 届出時期

- ① 施設の設置又は変更の工事着手予定日の60日前までに届出なければなりません。
 - ア) 形式審査の結果、適正な届出については、受理書を交付しますが、受理日から60日間は工事に着手できません。(これを「実施制限期間」といいます。)
 - イ) 内容審査の結果、適正な届出については、ア)の実施制限期間を短縮する通知を交付します。この通知の交付後は、工事着手予定日以前であっても工事を行うことができます。
- ② 氏名等の変更、施設の廃止・承継があった場合には、その日から30日以内に届出て下さい。

(2) 届出書提出先

届出書(添付書類とも)は最寄りの保健所へ正副2部を提出して下さい。(事業所で控を作成しておいて下さい。)

4. 特定事業場(工場・事業主)の義務

- (1) 特定施設を設置、または特定施設の構造等の変更をしようとする場合は工事着工60日前までに届出をすること。
- (2) 特定施設を譲り受けた場合、氏名・住所・代表者・事業場名称を変更した場合、または特定施設の使用を廃止した場合は30日以内に届出をすること。
- (3) 工場・事業場からの排水は排水基準に適合したものとすること。
- (4) 排水が排水基準に適合しているかどうかを1年1回以上*の頻度で測定すること。
*旅館業(温泉を利用するもの)に属する特定事業場は、一部の項目(砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量並びにクロム含有量)については測定頻度を3年に1回以上とする。
- (5) 排水の汚染状態の測定結果を様式第8の「水質測定記録表」に記録し、根拠資料も含めて3年間保存すること。
- (6) 排水口の位置、その他の排水の排水の方法を適切にすること。
- (7) 有害物質使用特定事業場は、有害物質が検出される水を地下に浸透させないこと。
- (8) 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出・地下浸透の状況を把握すること。
- (9) 汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の汚染の防止のために必要な措置を講ずること。

5. 事故時の措置

近年、水質汚濁事故が増加傾向にあり、事故の内容・原因物質も多様化していることから、事故時の措置を拡大するために新たに指定施設の規定が設けられました。

特定事業場、指定事業場又は貯油施設等を設置する事業者は、事故により公共用水域に有害物質、排水基準に適合しないおそれのある水、指定物質又は油を含む水を流出させたり、地下に浸透させた場合は、直ちに応急の措置を講じ、速やかに事故の状況や講じた措置の概要を届け出なければなりません。

- | | | |
|-----------------------------------|------|--------------|
| (1) 有害物質 | : 対象 | 特定事業場又は指定事業場 |
| (2) 指定物質 | : 対象 | 指定事業場 |
| (3) 油(重油、軽油、潤滑油、灯油、揮発油、動植物油など) | : 対象 | 貯油事業場 |
| (4) 排水基準のうち生活環境に係る基準に適合しないおそれのある水 | : 対象 | 特定事業場 |

指定事業場について

有害物質を貯蔵、使用又は下表に示す物質(指定物質)を製造、貯蔵、使用、処理する施設(指定施設)を設置する事業場をいいます。

指定物質(公共用水域に多量に排出されることにより人の健康、生活環境に被害を生じるおそれのある物質)

1 ホルムアルデヒド	17 硫酸
2 ヒドラジン	18 ホスゲン
3 ヒドロキシルアミン	19 1,2-ジクロロプロパン
4 過酸化水素	20 クロルスルホン酸
5 塩化水素	21 塩化チオニル
6 水酸化ナトリウム	22 クロロホルム
7 アクリロニトリル	23 硫酸ジメチル
8 水酸化カリウム	24 クロルピクリン
9 塩化ビニルモノマー	25 りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス、DDVP)
10 アクリルアミド	26 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロボス、ESP)
11 アクリル酸	27 1,4-ジオキサン
12 次亜塩素酸ナトリウム	28 トルエン
13 二硫化炭素	29 エピクロロヒドリン
14 酢酸エチル	30 スチレン
15 メチル-t-ブチルエーテル(別名 MTBE)	
16 トランス-1,2-ジクロロエチレン	

31	キシレン	41	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン、CNP)
32	パラ-ジクロロベンゼン	42	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジ ル) (別名クロルピリホス)
33	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ、BPMC)	43	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
34	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピル)ベンズアミド (別名プロピザミド)	44	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオ エチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロ ピオナート (別名アラニカルブ)
35	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル、TPN)	45	1,2,4,6,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ -4,7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
36	チオりん酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン、MEP)	46	臭素
37	チオりん酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス、IBP)	47	アルミニウム及びその化合物
38	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)	48	ニッケル及びその化合物
39	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル -4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	49	モリブデン及びその化合物
40	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサ ゾリル) (別名イソキサチオン)	50	アンチモン及びその化合物
		51	塩素酸及びその塩
		52	臭素酸及びその塩

7 主な罰則

特定施設(設置又は構造等変更)届出違反 …… 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

特定施設の既設者が届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの。

実施制限違反 …… 30万円以下の罰金

特定施設を新設しようとするものが届出を出し、それを受理されてから60日後でなければ、工事に着工できない。これを違反して60日以内に着工したもの。

排出基準違反 …… 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

排出基準に適合しない水を排出したもの。

排出水の測定義務違反 …… 30万円以下の罰金

排出水の状態を測定するとともに、その結果を記録・保存しなければならない。これに違反したもの。

緊急時の排水違反 …… 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

緊急時(河川等が異状湧水の時)に知事が排水量などの制限を命ずることができる。これに違反したもの。

計画変更命令違反 …… 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

排水が排出基準に適合しないと知事が認める時は、特定施設の構造等の変更を命ずることができる。これに違反したもの。

改善命令違反 …… 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

排水基準に適合しない排水を排出し、又は有害物質が検出される水を地下に浸透させるおそれがあると知事が認めるとき、その者に対し特定施設の構造等の改善又は使用の停止等を命ずることができる。これに違反したもの。

事故時の措置命令違反 …… 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

引き続き有害物質、指定物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止、若しくは排水基準に適合しないおそれのある水の排出の防止のため応急措置を命ずることができる。これに違反したもの。

地下水の浄化措置命令違反 …… 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、地下水の浄化のための措置を命ずることができる。これに違反したもの。

窒素含有量又は磷含有量の規制対象湖沼

湖沼等名	規制項目	
内川ダム貯水池	—	磷含有量
犀川ダム貯水池	—	磷含有量
大日川ダム貯水池	—	磷含有量
我谷ダム貯水池	窒素含有量	磷含有量
手取川ダム貯水池	窒素含有量	磷含有量
小屋ダム貯水池	窒素含有量	磷含有量
八ヶ川ダム貯水池	窒素含有量	磷含有量
赤瀬ダム貯水池	—	磷含有量
河北潟	窒素含有量	磷含有量
木場潟	窒素含有量	磷含有量
柴山潟	窒素含有量	磷含有量
北潟湖	窒素含有量	磷含有量
邑知潟	窒素含有量	磷含有量
赤浦潟	—	磷含有量

備考

- 1 規制対象水域は、各湖沼に流入する水域を含む。
- 2 各湖沼に係る流域区分図(1:50,000)は、環境部水環境創造課で供覧する。

窒素含有量又は磷含有量の規制対象海域

海域名		規制項目	
七尾湾	石川県鳳珠郡穴水町恵比須崎と七尾市能登島勝尾崎を結ぶ線、七尾市能登島勝尾崎と七尾市観音崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	窒素含有量	磷含有量

備考

- 1 規制対象水域は、対象海域に流入する水域を含む。
- 2 流域区分図(1:50,000)は、環境部水環境創造課で供覧する。

届出等に関する問合せは、次の保健福祉センター又は石川県環境部水環境創造課まで

南加賀保健福祉センター 〒923 - 8648 小松市園町ヌ 48 番地 TEL (0761) 22-0793 FAX (0761) 22-0805	石川中央保健福祉センター 〒924 - 0864 白山市馬場 2 丁目 7 番地 TEL (076) 275-2642 FAX (076) 275-2257	能登中部保健福祉センター 〒926 - 0021 七尾市本府中町ソ 27 番 9 TEL (0767) 53-2482 FAX (0767) 53-2484	能登北部保健福祉センター 〒928 - 0079 輪島市鳳至町畠田 102 番地 4 TEL (0768) 22-2011 FAX (0768) 22-5550
--	--	--	--

石川県環境部水環境創造課 〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL (076)225 - 1491 (直通) FAX (076)225 - 1494
E-mail suishitu@pref.ishikawa.lg.jp
HP <http://www.pref.ishikawa.jp/mizukankyo/index.html>